

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、顧客・不動産オーナー・取引先・従業員など当社を取り巻く全てのステークホルダーに信頼される企業であることを基本的な考え方としております。また、お客様が喜ばれる住環境の提供を行うという経営の基本方針を実現するために、企業価値の最大化を図るには、コーポレート・ガバナンスの強化が必要であり、体制や仕組みを整備・強化し、必要な施策を講じることを経営上の重要課題の一つと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2】

当社は、議決権の電子行使を導入しております。招集通知の英訳については、今後検討すべき課題と認識しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用を外部の運用機関へ委託し、個別の投資先選定や議決権行使を運用機関に一任することにより、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしております。また、その運用状況については、担当取締役が運用機関からの報告を確認しております。運用機関に対するモニタリング機能を強化するための、専門性を持った人材の育成及び人材の計画的な配置については、今後検討すべき課題であると認識しております。

【補充原則3-2】

()外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っております。会計監査人候補を選定するための基準及び会計監査人を適切に評価するための基準はまだ制定していないため、今後検討すべき課題と認識しております。

【補充原則4-1】

当社は、企業が将来に亘って継続的に成長していくためには、経営を司る後継者の育成が重要な要素であると認識しています。具体的には、取締役会及び経営会議を通じ、グループ全体として経営者の育成に努めております。後継者育成計画及びその監督手法の策定については、今後検討すべき課題と認識しております。

【補充原則4-3】

当社では、CEOの選解任手続について定めておりませんが、当社の事業や当人の職務執行の状況を総合的に勘案し、社外取締役を含む取締役会において判断することとしております。CEOの選解任手続の確立については、後継者育成計画の策定とあわせ、今後検討すべき課題と認識しております。

【補充原則4-3】

補充4-3 と同様であります。

【補充原則4-8】

独立社外取締役2名は情報交換や認識共有の機会を設けるほか、適宜経営トップとのミーティングを行う等、監査・監督が適切に機能するよう、努めております。なお、「筆頭独立社外取締役」設置の必要性までの認識には至っておりません。

【補充原則4-10】

当社では、独立社外取締役を2名選任しております。取締役会の過半数には達していませんが、各独立社外取締役とも、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。取締役の、役職、職責等に応じた固定報酬としての基本報酬及び中長期インセンティブとしての株式報酬については、独立役員で過半数を構成する報酬委員会における事前審議により作成された原案を取締役に諮り決定しております。なお、指名に関する任意の諮問委員会は設置しておりませんが、取締役候補の選任に当たっては独立社外取締役も交え慎重に審議の上、決定しております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、人格、見識、要職の歴任、法律の専門家、他社での経営手腕、実務経験、実績、経済界における人脈などを総合的に勘案して、社外取締役を選任しております。なお、10名の取締役のうち、3名が社外取締役であり、これら社外取締役からの意見やアドバイスなどにより、取締役会の透明性・信頼性を向上させ、且つ活性化させながら、経営監視機能の強化を図っております。また、社外監査役2名は税理士であり、財務・会計に関する適切な知見を有しております。現在は2名の女性取締役を選任しており、国際性の面については、今後の事業環境に応じ検討していきます。

【補充原則4-11】

当社では、取締役会の実効性の分析・評価を行う仕組みを構築しておりませんが、分析・評価を行う手続の策定は今後検討すべき課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4. 政策保有株式】

当社では、現時点において政策保有株式として上場株式を保有しておりません。なお、今後政策保有株式として上場株式を保有する場合には、慣例的な相互保有や人的関係等の情実を排除すると共に、将来の取引関係や持続的な企業価値向上に資するか等、中長期的な観点から総合的に検討し、最適な政策保有を行うよう努めます。

当社の成長に必要かどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じて取締役会に諮ることとします。保有の意義が不十分と判断される場合には、当該保有銘柄の縮減を図ります。

また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率且つ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうか等を総合的に勘案して行います。特に、株主価値が大きく毀損される事態やコーポレートガバナンス上の重大な懸念が生じている場合、賛否を慎重に検討の上で議決権行使を行います。なお、個々の株式に応じた定性的且つ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けておりません。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者間の取引について、該当する役員を特別利害関係者として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。また、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、決算期毎に関連当事者間取引の有無について確認を行うなど、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

()経営理念を当社ウェブサイトにて開示しております。また、中期経営計画を当社ウェブサイトや決算説明資料等にて開示しております。

()コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。また、当社ウェブサイトにも掲載しております。

()当社の取締役報酬に関する考え方は、全社的な持続的成長の実現に向けた対価であると位置づけております。具体的には、各人の役職、職責等に応じた固定報酬としての基本報酬と、各連結会計年度の業績に連動した業績連動報酬及び中長期インセンティブとしての株式報酬により構成されております。ただし、社外取締役についてはその職責を鑑み、業務執行からの独立性を確保する観点から基本報酬のみとしております。

()取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等で定めておりませんが、下記(1)～(3)を総合的に判断し指名の手続きを行っております。また、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知並びに有価証券報告書に記載しております。取締役に重大な不正もしくは定款違反があった場合またはその任務遂行が困難と認められる事情が生じた場合、社外取締役を含む取締役会において総合的に判断を行った上で解任します。

(1) 取締役候補の選定について

当社の経営理念に基づき、当社のみならず業界全体の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を的確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見解を有すること等を総合的に判断し、選定並びに指名を行う。

(2) 監査役候補の選定について

当社の経営理念に基づき、取締役の職務を執行・監査し、法令または定款違反を未然に防止すると共に、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定並びに指名を行う。

(3) 社外役員候補の選定について

社外役員は東京証券取引所の定める独立性の要件に従うと共に、経営、法曹、財務及び会計、人事労務、金融業界等の分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、選定並びに指名を行う。

()社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しております。また取締役を解任する場合、その理由について具体的な説明を行います。

【補充原則4 - 1】

当社では、職務権限規程に基づき、取締役会、代表取締役、本部長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、承認等に関する権限を明確に定めております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、東京証券取引所が定める独立性の判断基準を参考とし、一般株主との利益相反が生じるおそれのない、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任しております。

【補充原則4 - 11】

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、原則3-1()の記載の通りであります。

【補充原則4 - 11】

取締役・監査役の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知の参考書類や事業報告等の開示書類において毎年開示しております。また、兼任先は当社子会社をはじめとした合理的な範囲にとどまっており、当社取締役及び監査役としての職務を適切に果たしております。

【補充原則4 - 11】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の通りであります。

【補充原則4 - 14】

取締役及び監査役に対するトレーニングの方針については、原則4-14に記載の通り、取締役・監査役が自らの役割を十分に果たすべく、随時トレーニングを行っております。その方針については、業務上必要な知識の習得等のため、また時代の変化に応じた知識や情報をえることで当社の発展及び業界に寄与できることを目的としております。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR担当取締役を選任すると共に、経営管理部をIR担当部署と定めております。株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催するとともに、個別の電話等での問い合わせや面談申込に対しても適宜対応しております。また、現場見学会やスモールミーティング等の実施を検討しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岡 靖子	3,860,000	39.44
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,197,100	12.23
OMインベストメント株式会社	570,000	5.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	310,500	3.17
森トラスト株式会社	250,000	2.55
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 常任代理人 香港上海銀行東京支店	219,800	2.24
光通信株式会社	212,400	2.17
三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合	182,600	1.86
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXE MBOURG FUNDS / UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	175,100	1.78
MSIP CLIENT SECURITIES 常任代理人 モルガン・スタンレー MUFJ証券株式会社	169,238	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

2020年11月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が2020年10月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年10月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 三井住友DSアセットマネジメント株式会社
 住所 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー26階
 保有株券等の数 株式 522,900株
 株券等保有割合 5.36%

2020年7月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書No.1)において、ノムラ インターナショナル ビーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)及び野村アセットマネジメント株式会社が2020年7月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年10月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

その大量保有報告書(変更報告書No.1)の内容は次のとおりであります。

大量保有者 ノムラ インターナショナル ビーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)
 住所 1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom
 保有株券等の数 株式 6,900株
 株券等保有割合 0.07%

大量保有者 野村アセットマネジメント株式会社
 住所 東京都江東区豊洲二丁目2番1号
 保有株券等の数 株式 479,700株
 株券等保有割合 4.94%

2020年8月28日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書No.4)において、レオス・キャピタルワークス株式会社及びその共同保有者である株式会社SBI証券が2020年8月21日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年10月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

その大量保有報告書(変更報告書No.4)の内容は次のとおりであります。

大量保有者 レオス・キャピタルワークス株式会社
 住所 東京都千代田区丸の内1丁目11番1号
 保有株券等の数 株式 837,200株
 株券等保有割合 8.61%

大量保有者 株式会社SBI証券
 住所 東京都港区六本木一丁目6番1号
 保有株券等の数 株式 13,300株
 株券等保有割合 0.14%

岡 靖子は、当社取締役であります。
OMインベストメント株式会社は、当社取締役である岡 靖子の資産管理を目的とする会社であり、岡 靖子はその議決権の全部を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	10 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
白石 徳生	他の会社の出身者													
遠藤 富祥	公認会計士													
鈴木 康之	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白石 徳生		白石徳生氏は、当社の取引先である株式会社ベネフィット・ワンの代表取締役社長であり、当社グループは同社の福利厚生サービスの提供を受けておりますが、取引額は同社の売上規模と比較して僅少であり、価格その他の取引条件についても一般の取引と同様に決定しており、独立性に影響を及ぼすものではありません。	白石徳生氏は株式会社ベネフィット・ワンの代表取締役社長であります。企業経営者としての豊富な経験・知識ならびに経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また同氏は当社普通株式40,000株を保有しており、当社との間に資本的関係がありますが、当社発行済株式総数に対する保有割合は僅少であることから、当社からの独立性を有しているものと判断し独立役員に指定しております。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平口 勲			平口勲氏は税理士であり、平口税理士事務所の所長であります。財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営の健全性を確保するための十分な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。
角本 武			角本武氏は税理士であり、角本武税理士事務所の所長であります。財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営の健全性を確保するための十分な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

なし

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等は、各人の役職、職責等に応じた固定報酬としての基本報酬と、各連結会計年度の業績に連動した業績連動報酬及び中長期インセンティブとしての株式報酬により構成されております。詳細につきましては、後述「[取締役報酬関係]報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」をご参照下さい。

また、ストックオプション制度については以下のとおりであります。

当社の取締役に対し、当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主との価値共有を推進することにより、企業価値向上に資することを目的とするため、無償で新株予約権を付与しております。

当社の取締役に対し、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、公正価格にて有償で新株予約権を付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主との価値共有を推進することにより、企業価値向上に資することを目的とするため、無償で新株予約権を付与しております。

当社の取締役及び従業員に対し、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、公正価格にて有償で新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える者が存在しないため、個別報酬の開示は行っていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等については、株主総会において決議された報酬の限度内で、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

取締役の報酬等は、各人の役職、職責等に応じた固定報酬としての基本報酬と、各連結会計年度の業績に連動した業績連動報酬及び中長期インセンティブとしての株式報酬により構成されております。基本報酬及び株式報酬については、独立役員で過半数を構成する報酬委員会における事前審議により作成された原案を取締役に諮り決定しております。また業績連動報酬については、社内規程に定める基準に基づき客観的に算定された金額を支給することとしております。業績連動報酬に係る指標は連結経常利益であり、一過性の特別損益を除いた収益性を示す財務数値であることから当該指標を選択しております。当事業年度の連結経常利益の目標超過率及び対前期比率がいずれも100%以上の場合、当該目標超過率及び前期比率ならびに役職に応じたポイントをもとに定められた算式によって算定された金額が支給されます。ただし、社外取締役についてはその職責に鑑み、業務執行からの独立性を確保する観点から基本報酬のみとしております。これらの支給割合の決定方針は定めておりませんが、短期的及び中長期的なインセンティブ並びに現金及び株式報酬のバランスを考慮して設定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員へのサポートは、経営管理部、総務部及び秘書室が主に行っております。取締役会開催にあたり議案及び資料等の事前配布を行うとともに、各役員からの問い合わせに対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【取締役会】

取締役会は取締役10名で構成され、原則毎月1回定例で開催しております。また必要に応じ臨時取締役会を開催しております。当社は意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。取締役会において選任された執行役員が業務執行機能の一部を担うことにより、取締役会における経営の意思決定の迅速化及び監督機能の強化を図っております。業務の執行におきましては、各本部の役割分担を明確化し、指揮命令系統を統一することで、経営環境の変化に対して迅速な対応が可能となる体制を構築しております。業務執行上の重要な経営課題につきましては、取締役会にて決議されるとともに、執行役員を含めた経営会議(毎月1回)において議論がされることにより、企業経営の健全化を図っております。

【監査役会】

監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名の3名により構成され、原則毎月1回定例で開催しております。また必要に応じ臨時監査役会を開催しております。監査計画に基づく取締役会等の重要な会議への出席のほか、経営方針の浸透状況の確認等、内部統制の実効性に関する監査や、内部監査・関係会社監査への立会い及び会計監査に関する監査法人との意見交換、監査結果の聴取など、内部監査室と監査法人との連携を密にした監査を実施し、経営監査の強化を図っており、監査結果については代表取締役社長に報告しております。

【内部監査室】

当社は、社長直轄の組織として内部監査室を設けており、内部監査計画書に基づき、各部署及び関係会社の業務活動全般に対して、運営状況、業務の効率性、社内規程及びコンプライアンスの遵守状況等、当社グループの業務活動が適正・効率的に行われているかについて定期的に監査を実施しております。また、内部監査室は監査役会及び監査法人と監査方法等に関して、監査実施前に適宜協議を行うほか、確認、意見交換などを行い、連携・協調を図ることで効率的に監査を実施しております。内部監査の結果は代表取締役社長に報告され、問題があった場合には当該部署に改善を勧告し、業務の適正化を促しております。

【会計監査人】

当社は、会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任し監査を受けております。

当社の監査業務を執行した公認会計士は岩淵貴史氏及び安田秀樹氏であり、当該監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、会計士試験合格者等6名、その他4名であります。

【責任限定契約の内容の概要】

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、業務執行に対し取締役会による監督及び監査役による監査が行われる体制をとっております。社外取締役3名はそれぞれの豊富な経験及び見識に基づき、客観的かつ中立性を持った立場から経営全般に対する助言を行うとともに、経営の監督を行っております。また社外監査役2名は専門的見地から業務執行を監査することにより、経営の監視を行っております。

社外取締役及び社外監査役による牽制が適切に機能する体制を採用することにより、取締役会における適切な意思決定と監督機能の実効性の

担保を図っております。また、監査役、内部監査室及び会計監査人の連携を強化することで、経営監視機能の充実を図っており、当社のコーポレート・ガバナンスの実効性を確保できるものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算期が10月であり、上場企業の多くが株主総会を開催する6月ではなく、1月が株主総会開催月となっております。そのため、一般的に言われる集中日の開催は回避できるものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ではディスクロージャーポリシーを定め、当社ウェブサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに半期毎の決算説明会を開催し、代表取締役又はIR担当取締役が説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	株主に対して株主総会における適切な判断の一助にするため、当社に関する最新情報や履歴が参照できるよう招集通知、有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料、株主通信等を当社ウェブサイトに掲載しております。また、決算説明会の動画を配信しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、株主をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働が必要不可欠であると認識しております。また、ステークホルダーとの協働を実践するため、当社の行動指針を定めるほか、会長をはじめとする経営陣が自らの言葉で経営幹部へ直接説明を行う機会である「経営方針説明会」を原則毎年開催し、経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「環境理念」「環境方針」「行動指針」を軸に、持続可能な社会の形成を目指し、事業特性を加味した総合的な取り組みを推進しております。例えば、環境に配慮した資材の選択やペーパーレス化の推進等を通じた社会貢献に取り組んでおります。またCSR方針において、「学生支援」「留学事業」「文化・芸術の育成」をキーワードにし、当社が企業として社会へ果たすべき役割を担い、地域の文化交流・若者の成長への手助けに貢献できるような活動を行っていくこととしております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために適切な情報開示を行うことが必要不可欠であると認識しております。その認識を实践するため、法令に基づく開示以外にも株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、任意で適時開示を行っております。

その他、より当社への理解を深めていただくための追加情報についても当社ウェブサイトを通じ積極的に情報開示を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を次の通り定め、業務の適正性の確保を図っております。

当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び子会社の取締役及び使用人が、法令、定款並びに社会規範・倫理、社内規程等に適合することを確保し、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるためのコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努める。

また、内部監査担当者は内部監査規程に基づき、各部署の職務執行に関するコンプライアンスの遵守状況等について監査し、その内容について代表取締役及び監査役に報告する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に従い、適切に保存・管理する。
取締役、監査役及び内部監査担当者から要請があった場合には、速やかに閲覧に供することとする。

当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスク(コンプライアンス、財務、法務、環境、品質、災害、情報セキュリティ等)については、それぞれの対応部署にて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、総務部が行い、その実効性を確保する。

新たに生じた重要なリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。

当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限並びに意思決定のルールを職務分掌規程、職務権限規程等に明確に定め、適切に権限を委譲し効率的に職務を遂行する。取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は取締役会規程に定め、その他の重要事項の審議もしくは決定を行う機関として、関連する社内規程に従い各機関を設置する。

ロ. 中期経営計画及び単年度の経営計画に基づき、各部署において目標達成に向けて職務を遂行することとし、毎月開催される取締役会において月次実績のレビューを行い、必要に応じて改善策、目標修正を講ずる。

子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は子会社の取締役等に対し、子会社の業務執行の状況について定期又は随時報告を求める。また子会社の業務執行に係る重要事項について、報告又は当社の承認を得ることを求めることにより管理を行う。

当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業グループ全体における業務の適正かつ効率的な業務運営を確保するため、関係会社管理規程に基づき、子会社を適切に管理する。

また、内部監査担当者は必要に応じて、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行う。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、内部監査担当者と協議の上、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。

また、監査役の職務を補助する使用人の職務については、取締役からの独立性を確保するものとし、任命、異動、人事考課などについては、監査役の同意を得た上で決定するものとする。当該使用人は、その職務を行うにあたっては監査役の指示のみに従うものとし、監査役の指示の実効性を確保する。

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告するための体制
その他監査役への報告に関する体制

取締役は、法定の事項以外に、取締役の不正行為、法令・定款違反等重要な事項については、監査役に対し、速やかに報告を行うものとする。
また、監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人が、監査役に直接報告を行ったことを理由とする不利益な取扱いを受けないものとする。

監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。

また、監査役が独自に弁護士、会計士等の外部専門家を補助者として使用する場合の費用負担を求めたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査法人、内部監査担当者とそれぞれ定期的に意見・情報交換を行い、連携して当社及び当社グループの監査の実効性を確保するものとする。また、監査役は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項に関しても、取締役及び使用人並びに監査法人に対して報告を求めることができることとする。

反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関(警察・弁護士等)と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。

また、自治体(都道府県)が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、代表取締役社長 近藤 雅彦を中心に、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、役職員の行動規範を整備し、遵守指針としての「行動指針」を設けております。その一つとして、反社会的勢力との絶縁を掲げております。

その対応策として、反社会的勢力に対する直接的、間接的な利益供与を防ぐために、反社会的勢力対応マニュアルとして反社対応細則を整備しております。

新規取引先との取引開始に当たっては、取引先管理細則及び新規取引先選定マニュアルに基づき、信用調査機関を利用した調査や商業登記簿謄本の取得、インターネット記事検索により反社会的勢力の該非判定を行い、不適切な取引を排除するよう努めております。併せて、継続的取引先については年に一度定期的にインターネット記事検索により反社会的勢力の該非判定を行い、取引開始後に新たに不適切な取引が発生しないよう努めております。また各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けております。

その他、京都地区企業防衛対策協議会の定例会議に出席し、他企業と企業防衛対策に関する情報共有や研修会等への参加を実施しており、万一問題が発生した場合においても、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとることとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

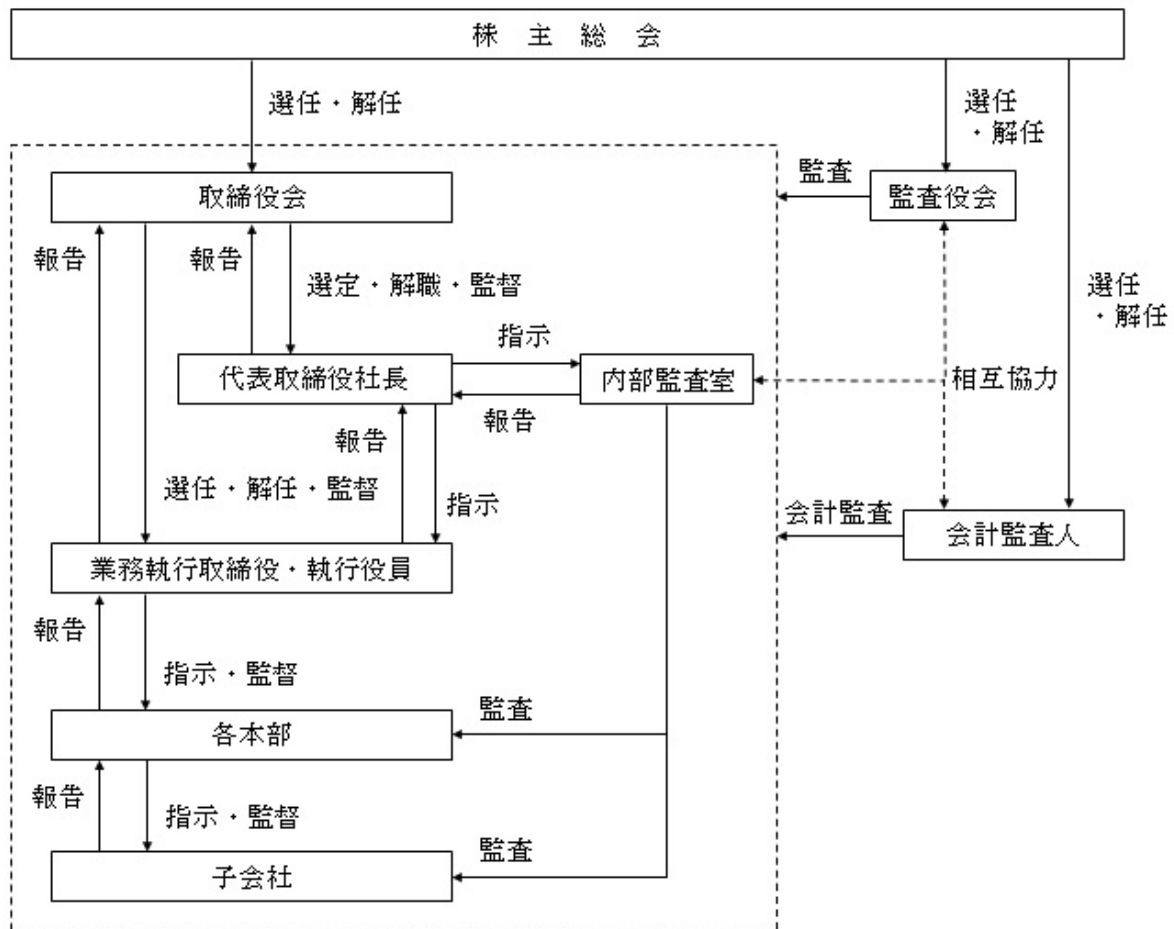
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

なし

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

